

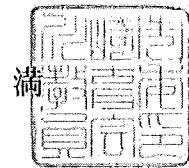
川崎市教育委員会規則第12号

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する規則  
をここに公布する。

令和3年11月17日

川崎市教育委員会

教育長 小田嶋



川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則等の一部を改正する  
規則

(川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第1条 川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則（昭和35年川崎  
市教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「第14条の2」を「第14条の3」に改める。

第14条の2を第14条の3とし、第14条の次に次の1条を加える。

(PTA会費の収納等)

第14条の2 校長は、PTA（学校に在籍する児童生徒の保護者及び当該  
学校の職員で構成される団体をいう。以下同じ。）の代表者から市への委  
任に基づき、PTAの会費の収納及び当該代表者を名義人とする口座への  
入金に関する事務（未納者に対する督促等に関するものを除く。）を処理  
するものとする。

2 校長及び前条第1項の規定により前項に規定するPTAの会費に関する  
校務を担当する職員は、当該校務を適正に処理するものとする。

(川崎市立高等学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第2条 川崎市立高等学校の管理運営に関する規則（昭和54年川崎市教育委  
員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第21条第2項中「第22条の2」を「第22条の3」に改める。

第22条の2を第22条の3とし、第22条の次に次の1条を加える。

(PTA会費の収納等)

第22条の2 校長は、PTA（学校に在籍する生徒の保護者及び当該学校  
の職員で構成される団体をいう。以下同じ。）の代表者から市への委任に  
に基づき、PTAの会費の収納及び当該代表者を名義人とする口座への入金  
に関する事務（未納者に対する督促等に関するものを除く。）を処理する

ものとする。

- 2 校長及び前条第1項の規定により前項に規定するPTAの会費に関する校務を担当する職員は、当該校務を適正に処理するものとする。

(川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則の一部改正)

第3条 川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則（昭和54年川崎市教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第18条第2項中「第19条の2」を「第19条の3」に改める。

第19条の2を第19条の3とし、第19条の次に次の1条を加える。

(PTA会費の収納等)

第19条の2 校長は、PTA（学校に在籍する児童等の保護者及び当該学校の職員で構成される団体をいう。以下同じ。）の代表者から市への委任に基づき、PTAの会費の収納及び当該代表者を名義人とする口座への入金に関する事務（未納者に対する督促等に関するものを除く。）を処理するものとする。

- 2 校長及び前条第1項の規定により前項に規定するPTAの会費に関する校務を担当する職員は、当該校務を適正に処理するものとする。

#### 附 則

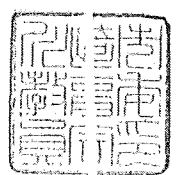
(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 PTA（学校に在籍する児童等の保護者及び当該学校の職員で構成される団体をいう。）の会費の収納及びその代表者を名義人とする口座への入金に関する事務その他必要な準備行為は、この規則の施行前においても、第1条の規定による改正後の川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則、第2条の規定による改正後の川崎市立高等学校の管理運営に関する規則又は

第3条の規定による改正後の川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則  
の規定の例により行うことができる。



川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
(校務の分掌等)	(校務の分掌等)	
第13条 校長は、次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に掲げる主任を置くものとし、これら主任は、教諭（保健主任については、養護教諭を含む。）をもつて充てるものとする。	第13条 校長は、次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に掲げる主任を置くものとし、これら主任は、教諭（保健主任については、養護教諭を含む。）をもつて充てるものとする。	
(1) 前条第2項第1号に係る組織 教務主任	(1) 前条第2項第1号に係る組織 教務主任	
(2) 前条第2項第2号に係る組織 学年主任	(2) 前条第2項第2号に係る組織 学年主任	
(3) 前条第2項第3号に係る組織 保健主任	(3) 前条第2項第3号に係る組織 保健主任	
(4) 前条第2項第4号に係る組織 生徒指導主任	(4) 前条第2項第4号に係る組織 生徒指導主任	
(5) 前条第2項第5号に係る組織 進路指導主任	(5) 前条第2項第5号に係る組織 進路指導主任	
2 前項の規定にかかわらず、各主任が担当する校務を第14条の3に規定する総括教諭が掌理するときは、当該各主任を置かないことができる。	2 前項の規定にかかわらず、各主任が担当する校務を第14条の2に規定する総括教諭が掌理するときは、当該各主任を置かなければできる。	
3 第1項に規定する主任は、当該組織が分掌する事項について連絡調整及び必要に応じて助言と指導に当たる。	3 第1項に規定する主任は、当該組織が分掌する事項について連絡調整及び必要に応じて助言と指導に当たる。	
第14条 校長は、前条に定める主任及び教科又は学級を担任する職員その他の校務を担当する職員を決定するものとする。	第14条 校長は、前条に定める主任及び教科又は学級を担任する職員その他の校務を担当する職員を決定するものとする。	
2 校長は、前項に規定する職員等を決定したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。	2 校長は、前項に規定する職員等を決定したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。	
	<u>(PTA会費の収納等)</u>	
第14条の2 校長は、PTA（学校に在籍する児童生徒の保護者及び当該学校の職員で構成される団体をいう。以下同じ。）の代表者から市への委任に基づき、PTAの会費の収納及び当該代表者を名義人とする口座への入金に關する事務（未納者に対する督促等に関するものを除く。）を処理するものとする。	第14条の2 校長は、PTA（学校に在籍する児童生徒の保護者及び当該学校の職員で構成される団体をいう。以下同じ。）の代表者から市への委任に基づき、PTAの会費の収納及び当該代表者を名義人とする口座への入金に關する事務（未納者に対する督促等に関するものを除く。）を処理するものとする。	(新設)
2 校長及び前条第1項の規定により前項に規定するPTAの会費に関する校		

川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則 新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
務を担当する職員は、当該校務を適正に処理するものとする。	<p>(総括教諭)</p> <p>第14条の3 学校に総括教諭を置く。ただし、特別の事情があるときは、総括教諭を置かなければできる。</p> <p>2 総括教諭は、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから教育委員会が命ずる。</p> <p>3 総括教諭は、児童生徒の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、校長の監督を受け、第12条第3項の組織を総括する。</p> <p>4 主幹教諭は、総括教諭をもつて充てる。</p>	<p>(総括教諭)</p> <p>第14条の2 学校に総括教諭を置く。ただし、特別の事情があるときは、総括教諭を置かなければならないことができる。</p> <p>2 総括教諭は、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから教育委員会が命ずる。</p> <p>3 総括教諭は、児童生徒の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、校長の監督を受け、第12条第3項の組織を総括する。</p> <p>4 主幹教諭は、総括教諭をもつて充てる。</p>

川崎市立高等学校の管理運営に関する規則 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(校務の分掌等)	(校務の分掌等)
<p>第21条 校長は、次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に掲げる主任を置くものとし、これらの主任は、教諭（保健主任については、養護教諭を含む。）をもつて充てるものとする。</p> <p>(1) 前条第2項第1号に係る組織 教務主任  (2) 前条第2項第2号に係る組織 学年主任  (3) 前条第2項第3号に係る組織 保健主任  (4) 前条第2項第4号に係る組織 生徒指導主任  (5) 前条第2項第5号に係る組織 進路指導主任  (6) 前条第2項第6号に係る組織 学科主任</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、各主任が担当する校務を第22条の3に規定する総括教諭が掌理するときは、当該各主任を置かないことができる。</p> <p>3 第1項に規定する主任は、当該組織が分掌する事項について連絡調整及び必要に応じて助言と指導に当たる。</p>	<p>第21条 校長は、次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に掲げる主任を置くものとし、これららの主任は、教諭（保健主任については、養護教諭を含む。）をもつて充てるものとする。</p> <p>(1) 前条第2項第1号に係る組織 教務主任  (2) 前条第2項第2号に係る組織 学年主任  (3) 前条第2項第3号に係る組織 保健主任  (4) 前条第2項第4号に係る組織 生徒指導主任  (5) 前条第2項第5号に係る組織 進路指導主任  (6) 前条第2項第6号に係る組織 学科主任</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、各主任が担当する校務を第22条の2に規定する総括教諭が掌理するときは、当該各主任を置かなければならぬ。</p> <p>3 第1項に規定する主任は、当該組織が分掌する事項について連絡調整及び必要に応じて助言と指導に当たる。</p>

第22条 校長は、前条に定める主任及び教科に属する科目又は学級を担任する職員その他の校務を担当する職員を決定するものとする。

2 校長は、前項に規定する職員等を決定したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(PTA会費の収納等)

第22条の2 校長は、PTA（学校に在籍する生徒の保護者及び当該学校の職員で構成される団体をいう。以下同じ。）の代表者から市への委任に基づき、PTAの会費の収納及び当該代表者を名義人とする口座への入金に関する事務（未納者に対する督促等に関するものを除く。）を処理するものとする。

(新設)

川崎市立高等学校の管理運営に関する規則 新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
2 校長及び前条第1項の規定により前項に規定するPTAの会費に関する校務を担当する職員は、当該校務を適正に処理するものとする。		<p>(総括教諭)</p> <p>第22条の3 学校に総括教諭を置く。</p> <p>2 総括教諭は、教諭又は養護教諭のうちから教育委員会が命ずる。</p> <p>3 総括教諭は、生徒の教育又は養護をつかさどり、校長の監督を受け、第20条第3項の組織を総括する。</p> <p>4 主幹教諭は、総括教諭をもつて充てる。</p>

川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則 新旧対照表

改 正 後	改 正 前
(校務の分掌等)	(校務の分掌等)
<p>第18条 校長は、次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に掲げる主任を置くものとし、これらの主任は教諭（保健主任については、養護教諭を含む。）をもって充てるものとする。</p> <p>(1) 前条第2項第1号に係る組織 教務主任  (2) 前条第2項第2号に係る組織 学年主任  (3) 前条第2項第3号に係る組織 保健主任  (4) 前条第2項第4号に係る組織 生徒指導主任  (5) 前条第2項第5号に係る組織 進路指導主任  (6) 前条第2項第6号に係る組織 学科主任  (7) 前条第2項第7号に係る組織 部主任  (8) 前条第2項第8号に係る組織 自立活動主任  (9) 前条第2項第9号に係る組織 地域支援主任</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、各主任が担当する校務を第19条の3に規定する総括教諭とするときは、当該各主任を置かなければできない。</p> <p>3 第1項に規定する主任は、当該組織が分掌する事項について連絡調整及び必要に応じて助言と指導に当たる。</p>	<p>第18条 校長は、次の各号に掲げる組織の区分に応じ、当該各号に掲げる主任を置くものとし、これら主任は教諭（保健主任については、養護教諭を含む。）をもって充てるものとする。</p> <p>(1) 前条第2項第1号に係る組織 教務主任  (2) 前条第2項第2号に係る組織 学年主任  (3) 前条第2項第3号に係る組織 保健主任  (4) 前条第2項第4号に係る組織 生徒指導主任  (5) 前条第2項第5号に係る組織 進路指導主任  (6) 前条第2項第6号に係る組織 学科主任  (7) 前条第2項第7号に係る組織 部主任  (8) 前条第2項第8号に係る組織 自立活動主任  (9) 前条第2項第9号に係る組織 地域支援主任</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、各主任が担当する校務を第19条の2に規定する総括教諭とするときは、当該各主任を置かなければできない。</p> <p>3 第1項に規定する主任は、当該組織が分掌する事項について連絡調整及び必要に応じて助言と指導に当たる。</p>

第19条 校長は、前条に定める主任及び教科の科目又は学級を担任する職員その他の校務を担任する職員を決定するものとする。

2 校長は、前項に規定する職員等を決定したときは、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(PTA会費の収納等)

第19条の2 校長は、PTA（学校に在籍する児童等の保護者及び当該学校の職員で構成される団体をいう。以下同じ。）の代表者から市への委任に基

(新設)

川崎市立特別支援学校の管理運営に関する規則 新旧対照表

	改 正 後	改 正 前
	<p>づき、PTAの会費の収納及び当該代表者を名義人とする口座への入金に関する事務（未納者に対する督促等に関するものを除く。）を処理するものとする。</p> <p>2 校長及び前条第1項の規定により前項に規定するPTAの会費に関する校務を担当する職員は、当該校務を適正に処理するものとする。</p>	<p>（総括教諭）</p> <p>第19条の3 学校に総括教諭を置く。ただし、特別の事情があるときは、総括教諭を置かなければならないことができる。</p> <p>2 総括教諭は、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから教育委員会が命ずる。</p> <p>3 総括教諭は、児童等の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、校長の監督を受け、第17条第3項の組織を総括する。</p> <p>4 主幹教諭は、総括教諭をもつて充てる。</p>
		<p>（総括教諭）</p> <p>第19条の2 学校に総括教諭を置く。ただし、特別の事情があるときは、総括教諭を置かなければならないことができる。</p> <p>2 総括教諭は、教諭、養護教諭又は栄養教諭のうちから教育委員会が命ずる。</p> <p>3 総括教諭は、児童等の教育、養護又は栄養の指導及び管理をつかさどり、校長の監督を受け、第17条第3項の組織を総括する。</p> <p>4 主幹教諭は、総括教諭をもつて充てる。</p>

